

令和 8 年度青森県 SNS 広報支援業務 仕様書

1 目的及び業務概要

県民に対して県政情報を効果的に伝えることを目的として、動画制作に関する県（広報広聴課）職員の知識取得とスキルアップを図るとともに、県政情報を発信するための動画を制作することとし、それらの業務を委託する。

2 業務名

令和 8 年度青森県 SNS 広報支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日

4 業務内容

動画制作に関する県（広報広聴課）職員の知識取得とスキルアップを図るため、広報広聴課が制作する動画への助言を行うとともに、県政情報を発信するための動画を制作する。

（１）広報広聴課に対する助言

受注者は、広報広聴課が制作する動画について、制作技術や投稿ノウハウ等の向上につながる助言を行うとともに、県からの相談に応じるものとする。

（２）県政情報を発信するための動画の制作

ア 制作動画数

- ・撮影から編集まで 20 本
- ・編集のみ（撮影は県が実施する） 10 本
- ・ショート動画 13 本
- ・サムネイル画像 30 本

イ 制作日程

発注者と協議のうえ決定

ウ 制作プロセス

- ・企画案を事前に発注者と協議して決定するものとする。
- ・制作した動画に関する県からの修正指示には速やかに対応するものとする。
- ・制作した動画は広報広聴課が運用する YouTube チャンネル「青森県知事の新時代ちゃんねる A-Tube」で公開する。

エ 留意事項

タイムリーな情報発信を行うため、短期間での制作を依頼する場合があることから、それに対応できる実施体制を整備すること。

5 成果品

- (1) 上記4 (1) の助言日時及び概要を記録した書面
- (2) 上記4 (2) の動画データ

6 特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議により決定するものとする。
- (2) 本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）、所有権等は、委託事業の完了検査合格後に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属する。